

円をいただきます。（特別管理加算対象者は長時間訪問看護加算をいただきます。）

①②に関して

※事業所と同一敷地内の建物に居住されている場合は、基本料金の90%となります。

③加算料金（1割の場合）

加算項目	内 容	金額
初回加算Ⅰ	退院した日に初回訪問を行った場合	1月につき 350円
初回加算Ⅱ	退院した日の翌日以降に初回訪問を行った場合	1月につき 300円
退院時共同指導加算	退院時に病院等と共同して療養上の指導を行った場合	1回につき 600円
看護・介護職員連携強化加算 （要支援を除く）	喀痰吸引等を行う『登録特定行為事業者』として登録している訪問介護事業所と連携し、訪問介護員を支援した場合	1月につき 250円
看護体制強化加算Ⅰ	前6カ月間の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した割合が50%以上、特別管理加算が20%以上、また、前12月間にターミナルケア加算の算定が5人以上の場合。看護師が従業者総数の60%以上の場合	1月につき 550円
看護体制強化加算Ⅱ	前6カ月間の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した割合が50%以上、特別管理加算が20%以上、また、前12月間にターミナルケア加算の算定が1人以上の場合。看護師が従業者総数の60%以上の場合。	1月につき 200円
口腔連携強化加算	歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合。	1回につき 50円 (1月1回限り)
複数名訪問加算Ⅰ	同時に2人の看護師等による訪問をした場合	30分未満254円 30分以上402円
複数名訪問加算Ⅱ	同時に1人の看護師等と1人の看護補助者による訪問をした場合	30分未満201円 30分以上317円